

くは虐待、拷問若しくは他の

残虐な、非人道的な若しくは
品位を傷つける取扱い若しくは

は刑罰又は武力紛争による被

害者である児童の回復及び社

会復帰を促進するためのすべ

ての適当な措置をとる（第三

十九条）。

（二）締約国は、刑法を犯したと
申し立てられ、訴追され又は
認定されたすべての児童が尊
厳及び価値についての意識を
促進させるような方法等で取
り扱われる権利を認める（第
四十条）。

3 条約と国内法及び他の国際法と の関係

この条約のいかなる規定も、締
約国の法律及び締約国について効
力を有する国際法に含まれる規定
であって、児童の権利の実現に一
層貢献するものに影響を及ぼすも
のではない（第四十一条）。

4 条約の広報義務

締約国は、この条約の原則及び
規定を成人及び児童のいざれにも
広く知らせることを約束する（第
四十二条）。

5 委員会の設置等

6

最終条項

署名、批准、加入、効力発生、
改正、留保等について規定してい
る（第四十六条から第五十四条ま
で）。

平成六年度福島県健康推進学校表彰式

健康推進学校表彰式

平成六年度福島県健康推進学校
表彰式は八月三十一日（水）福島

市の杉妻会館百合の間で行われま

した。

表彰式は各教

育事務所から推薦された学校のう

ち特に家庭・地域との連携が図ら

れ、計画的、組織的に健康推進活

動を実践しているかについて行わ

れました。

表彰式では、審査委員を代表し

て岩谷敬恒福島県小学校長会長か

ら審査結果が報告され、続いて新

妻威男県教育長が、優秀校に選ば

れた山都町立山都第一小学校ほか

二校に県教育長賞の賞状と盾を贈

り表彰いたしました。さらに、小

学校優秀校には長谷福島支局長か

ら朝日新聞社長賞、中学校の優秀

校には高橋福島総局長から河北新

報社賞が贈られました。

受賞校を代表して、靈山町立大

石小学校児童会保健委員会委員長

の大橋夏美さんがお礼のことばに

引き続き、今後の健康推進活動へ

の積極的な取り組みについて決意

を表明しました。

なお、優秀三校、努力校三校は
次のとおりです。



○優秀校	小学校の部	中規模校	山都町立山都第一小学校
○努力校	中学校の部	小規模校	靈山町立大石小学校
○努力校	本宮町立本宮第一中学校	中学校の部	本宮町立本宮第一中学校
○努力校	小学校の部	小規模校	山都町立永井野小学校
○努力校	中学校の部	小規模校	下郷町立江川小学校
○努力校	福島市立福島第一中学校	中学校の部	福島市立福島第一中学校